

京都市告示第377号

平成11年3月29日京都市告示第402号(有料公園施設の供用日及び供用時間)の一部を次のように改め、平成19年4月1日から施行します。

平成19年2月28日

京都市長 榊本 頼兼

「

伏見公園野球場兼運動場	同 上	同 上
-------------	-----	-----

」

を

「

伏見公園野球場兼運動場	同 上	午前6時から 午後7時まで
伏見桃山城運動公園野球場	同 上	同 上
伏見桃山城運動公園野球場兼運動場	同 上	同 上

」

に改めます。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)